

会津若松市勤労青少年ホーム指定管理者候補者審査得点表

事業基準	事業計画書の項目	事業計画書記載内容(評価項目)	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	審査点 合計	基準ごとの合計	基準ごとの 配点	
				審査点	審査点	審査点	審査点	審査点				
市民の平等な利用が確保できるものであること(指定手続条例第4条1号)	1. 団体の概要	1. 組織	50	8	8	10	8	8	42	134	175 ※最低水準点 105	
	2. 申請理由	2. 申請の理由	25	4	4	3	4	4	19			
	3. 管理運営の基本方針	(1)管理の基本方針について	3. 管理運営全般についての基本概念	25	4	4	3	4	4			19
			4. 関係機関や地域との連携	25	4	4	3	4	4			19
			5. 法令の遵守	25	3	3	3	4	4			17
			(2)平等な利用の確保について	6. 利用者の平等利用ができる方策	25	4	3	3	4			4
施設の適切な維持管理を図ることができるものであること(指定手続条例第4条第2号)	4. 施設の適切な維持管理	(1)適切な維持管理について	7. 維持管理の基本方針	25	4	4	3	4	4	19	171	225 ※最低水準点 135
			8. 施設管理の実績	50	10	8	10	8	8	44		
			9. 維持管理のための方策	50	8	8	8	6	8	38		
			10. 業務の効率化又は維持水準の向上	25	4	4	4	4	4	20		
			11. 施設の修繕等に関する方策	25	3	4	3	3	4	17		
		(2)危機管理体制について	12. 日常の安全対策、事故・災害発生時の対応	25	3	3	3	4	4	17		
			13. 個人情報の保護	25	3	3	3	3	4	16		
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービス向上を図ることができるものであること(指定手続条例第4条第3号)	5. 利用者のサービス向上	(1)利用者サービスの向上について	14. 開館時間、休館日及び料金設定	25	4	4	4	4	4	20	265	375 ※最低水準点 225
			15. サービスの向上のための方策	50	6	8	6	6	6	32		
			16. 利用者ニーズの把握	50	6	6	6	6	8	32		
			17. 自主事業	25	3	3	4	4	3	17		
		(2)勤労青少年の健全な育成について	18. 講座内容・クラブ活動への支援	75	9	9	12	12	12	54		
			19. 交流促進への取り組み・ホームの活性化及び情報の発信	75	12	12	9	12	12	57		
		(3)利用促進について	20. 利用促進のための方策	50	6	6	8	8	6	34		
		(4)苦情対応について	21. 苦情対応のための方策	25	4	3	4	4	4	19		
施設の管理経費の縮減が図られるものであること(指定手続条例第4条第4号)	6. 管理経費の節減	(1)効率的・経済的な管理	22. 経費節減のための方策	25	4	3	5	4	4	20	52	75 ※最低水準点 45
		(2)収支計画書	23. 収支計画書	50	6	6	6	6	8	32		
		7. 管理運営体制	(1)管理運営体制	24. 管理運営業務	50	6	6	6	6	8		
25. 適正な労働条件の確保	25			3	3	3	3	3	15			
26. 管理責任者	25			3	3	4	3	4	17			
27. 職員研修	25			3	3	3	4	4	17			
(2)経営状況	28. 経営状況		25	3	3	3	3	4	16			
合 計			1000	140	138	142	145	154	719	719	1000	

※F委員は、第3回選定委員会欠席のため、採点せず(配点等にF委員の審査点分は含めない)。